**産業廃棄物処分業許可申請書**

**記入例**

**※これはあくまで「記入例」です。**

事業の内容に応じて記載してください。

様式第１号の１（法規則第１０条の４第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |
| --- |
|  　　事業計画の概要を記載した書類１．事業の全体計画　排出事業者（○○社他△○社）から処分の委託を受けた産業廃棄物（汚泥等○○品目）を、廃棄物処理法の産業廃棄物処理基準に従って適正に処分する計画である。【注意】特別管理産業廃棄物の処分の委託は、廃棄物処理法施行令第６条の６第１号に規定された「あらかじめ文書で通知する」内容についても記載すること。２．処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分方法等 |
|  | 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類 | 処分方法 | 処分量（t/月又はm3/月） | 備　　　　　考 |
| 性状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 |
| １ | 汚　泥 | 管理型埋立 | ２５０ｔ | 固形 | ㈱熊本建設(八代市田崎町１５)他１２社 |
| ２ | がれき類 | 破砕・分級 | ４５０ｔ | 〃 | ㈲八代建設（八代市千丁町新牟田）他１５社の予定 |
| ３ | ｺﾝｸﾘｰﾄくず | 破砕・分級 | １２４ｔ | 〃 | ㈲宇土設備（宇土市新町１２）他８社の予定 |
| ４ | 木くず | 焼却 | １８０ｔ | 〃 | ㈲宇城解体（宇城市豊野町糸石）他１３社の予定 |
| ５ | 金属くず | 圧縮 | ３５ｔ | 〃 | ㈲□○金属（宇城市小川町西１２）他３社の予定 |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| 備考　取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。記載欄が不足する場合は、同じ継続紙を作成し記載すること。 |

【注意】排出事業所ごとに処分方法が異なる場合は、その種類毎に記載すること。様式第１号の２（法規則第１０条の４第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |
| --- |
| ３．施設の概要 |
| 処理施設の種類 | 産業廃棄物焼却炉 |
| 設置場所 | 八代市港町○○丁目○番○○号 |
| 設置年月日 | 平成16年8月1日（平成16年3月20日　設置許可第中-○○○号） |
| 処理能力 | 2,000kg/日(8h)（木くず換算） |
| 産業廃棄物の種類 | 木くず |
| 処理施設の処理方式及び設備の概要 | ・処理方式　産業廃棄物である木くずを焼却炉の投入口に入る大きさまで重機を使って破砕・切断したあと、一定量ずつ投入口に入れて焼却する。・設備の概要　産業廃棄物焼却炉　１　㈱●●社製　ABC-123型　　　バッチ式炉、サイクロン方式　　　火格子面積2.2m2　２　焼却能力　250kg/h×8h＝2,000kg/日　３　稼働時間　8～16時までの8時間運転 |
| 環境保全設備の概要 | ・助燃バーナーは着火時に・・・し、その後・・・使用する。・サイクロンによりばいじんを除去する。・温度計により燃焼状態を把握し記録する。 |
| その他※この欄には、上記の各欄に記載できないもので、産業廃棄物処分業に関係する施設の概要を記載すること。　例えば　①焼却炉：「燃え殻」の溶出試験の年回数、分析項目の内容等　②再生材の製造：廃棄物の搬入時及び製品としての出荷時の溶出試験の年回数、分析項目の内容等　など。 |

【注意】本様式は施設毎に記載し添付すること。様式第１号の３（法規則第１０条の２第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |
| --- |
| ４．最終処分場 |
| 最終処分場の種類及び名称 | 安定型埋立処分場名称：㈱○○産廃　○□最終処分場 |
| 設　置　場　所 | 宇城市○○町○□１２３４番地の５ |
| 設 置 年 月 日 | 平成18年6月1日（平成17年2月1日　設置許可第埋-○○○号） |
| 最終処分場の規模等 | 埋立地の面積　12,345m2埋立地の容量　456,789m3（残余容量　345,678m3） |
| 埋立対象物の種類 | がれき類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類の４品目 |
| 構造及び設備の概要 | ・周辺に○mの囲いを設ける。・南側に幅○m、高さ○mの堰堤を設ける。【注意】「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和５２年、総理府・厚生省令第１号）」（以下「省令」という。）に定める構造基準及び維持管理基準の遵守事項や県の要綱等の基準遵守事項を具体的に記載すること。 |
| 放流水の水質等 | ・浸透水の採取設備を設け、・・・【注意】省令及び要綱等に定める該当基準を参考に記載すること。 |
| その他の環境保全対策 | ・・・・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【注意】省令及び要綱等に定める基準以外の環境保全対策であって、具体的な方法を記載すること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式第１号の４（法規則第１０条の２第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |
| --- |
| ５．処分業務の具体的計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）（１）処分場搬入に際し講ずる措置　処分場搬入に際しては、次のことを遵守する。　・　搬入される産業廃棄物が、あらかじめ委託契約を行った産業廃棄物であるかの確認を行うため、場内の一ヶ所に積荷を降ろし、安全性を確認後埋立処分する。なお、契約内容と違う廃棄物の混入などが認められた場合は、搬入元に指摘し返却する。　・　粉じん等の飛散防止のため、積載してきた産業廃棄物を運搬車両の荷台から降ろす場合には、散水を行うなど粉じん対策を実施する。（２）処分業務を行う時間　８時～１７時（８時間）（３）休業日　土曜日、日曜日、祝日、年末年始（４）組織体制　　代表取締役　　事業部長　　事務員　　　　　　　　　　　　　　　作業員　　　　　　　　　営業部長　　営業　　　【注意】図で記載すること。（５）従業員数　＊役員、事務系、現場内等別に記入すること。 |
| 役　員 | 政令に定める使用人 | 事務員 | 作業員 | その他 | 技術管理者等資格者数 | 総　数 |
| １人 | ０人 | ２人 | ６人 | 人 | （３）人 | ９人 |
| （６）その他　この欄には、処分場で事故が発生した際の対応方法等について記載すること。（火災、漏洩、人身事故等）　　①事故時の対応方法　　②事故後の処置方法　　③連絡体制など（施設の設置場所を所管する保健所を入れること） |

様式第１号の５（法規則第１０条の４第２項第１号、第１０条の１６第２項関係）

|  |
| --- |
| ６．環境保全措置の概要（１）中間処理において講ずる措置○破砕　・粉じん　　粉じん発生防止のため、囲いを設ける。また、適宜散水を行い・・・　・騒音　　コンクリート床に施設を固定し、防音壁を設けて・・・　　騒音の発生状況を（頻度）測定し記録する。　・振動　　コンクリート床に施設を固定する。　　振動の発生状況を（頻度）測定し記録する。　・悪臭　　取り扱う産業廃棄物が・・・【注意】中間処理の方法毎に記載すること。（２）保管施設において講ずる措置　①汚泥　　・飛散しないよう・・・　　・流出しないよう・・・　②がれき類　　・飛散しないよう・・・　③木くず　　・飛散しないよう・・・【注意】保管する廃棄物の種類毎に記載すること。（３）最終処分場において講ずる措置　・埋立後はすぐに覆土し・・・ |

処分業様式第２号

誓　約　書

　申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　熊本県知事　木村　敬　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

※第14条　（略）

　２～４　（略）

５　都道府県知事は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

　一　（略）

　二　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

　イ　第７条第５項第４号イからチまでのいずれかに該当する者

　ロ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

　ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

　ニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

　ホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

　へ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

　※第７条　（略）

　　２～４　（略）

　　５　市町村長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

　　　一～三　（略）

　　　四　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

　　　　イ　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

　　　　ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　　　ハ　禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　　ニ　この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

　　　　ホ　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第14条の３の２第１項第３号（第14条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

　　　　へ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　　ト　へに規定する期間内に次条第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

　　　　チ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

　　　　リ～ル　（略）

様式第３号

|  |
| --- |
| 相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類 |
| 役職名 | 氏　　　　　名 | 住　　　　　　所 |
| 　顧　問 | 　...　ｺﾞﾛｳ　○○　五郎 | 　熊本市南区近見町12345 |
| 　顧　問 | 　...　ｹｲｽｹ　××　啓介 | 　宇城市三角町戸馳6789 |
| 　相談役 | 　...　ﾖｼｵ　△△　義雄 | 　阿蘇市内牧13579 |
|  | 【注意】住所、氏名を住民票どおりに記入すること。また、氏名には振り仮名を記載すること。 |
|  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 備　考　本表は、申請者が法人である場合において記入すること。該当なき場合はその旨記載のうえ提出すること。 |

様式第４号

|  |
| --- |
| 百分の五以上の株式を有する株主等の氏名、名称、住所及び株式の数等を記載した書類 |
| 氏名（名称） | 住　　　　　　所 | 株式の数又は出資の金額 |
| ㈱○○産業 | 福岡県北九州市・・・ | 800株(32/100） |
| ...　ﾖｼｺＡＡ　義子 | 八代市鏡町有佐12345 | 600株(24/100) |
| ...　ﾔｽﾕｷＢＢ　靖之 | 熊本市北区植木町6789 | 500株(20/100) |
| ...　ｼﾞｭﾝＣＣ　淳 | 天草市・・・ | 400株(16/100) |
|  |  |  |
| 【注意】住所、氏名を住民票どおりに記入すること。また、氏名には振り仮名を記載すること。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  発行済み株式総数または出資額の総額 | 総数：2,500株総額：2,500,000円 |
| 備考　本表は、申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する額を出資している者について記入すること。　　　総額も記載すること。 |

様式第５号（法規則第１０条の４第２項第７号、第１０条の１６第２項関係）

事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　訳 | 金　　　　額　（千円） |
| １ | 事業の開始に要する資金の総額 | 　＊①から④までの資金の総額を記入すること。 |
| ① | 土　　　地 | 　＊所有する土地の時価評価額を記入すること。 |
| ② | 事　務　所 | 　＊同上 |
| ③ | 収集運搬車両 | 　＊申請時における全車両の時価評価額を記入すること。 |
| ④ | 積替え保管施設 | 　＊ない場合は未記入とすること。 |
|  |  | （注）①と②は、賃借の場合はその旨を記入し、貸借契約書の写しを添付すること。なお、車両の貸借は原則認められていません。 |
| ２調達方法 | 自　己　資　金 | 　＊自己資金額を記入してください。この欄は許可基準の「経理的基礎を有すること」の判断材料になる大切な資料です。 |
| 借　入　金 |  |
| （借入先名） | ＊借入先の名称等を明確に記載してください。借入れの証明となる証書等の写しを提出してください。 |
|  |  |
| そ　の　他 |  |
| 増　　　資 |  |
|  |  |
| 備考　 |

様式第６号（法規則第１０条の４第２項第７号、第１０条の１６第２項関係）

資産に関する調書（個人用）

【記載要領】

　個人で新規許可申請を行う場合、本調書を必ず正確に記入してください。これは許可基準の「経理的基礎を有すること」の判断材料になる大切な資料です。なお、新規許可申請者でこの全欄が未記入の場合は許可ができません。

|  |
| --- |
| 資　産　に　関　す　る　調　書　　　　　　年　　月　　日現在 |
| 資産の種別 | 内　　　　容 | 数　　　　　量 | 価格、金額（千円） |
|  現金預金 |  |  |  |
|  有価証券 |  |  |  |
|  未収入金 |  |  |  |
|  売掛金 |  |  |  |
|  受取手形 |  |  |  |
|  土　　地 |  |  |  |
|  建　　物 |  |  |  |
|  備　　品 |  |  |  |
|  車　　両 |  |  |  |
|  その他 |  |  |  |
|  資　　　産　　　計 |  |
|  負債の種別 |  内　　　　容 |  数　　　　　量 |  価格、金額（千円） |
|  長期借入金 |  |  |  |
|  短期借入金 |  |  |  |
|  未　払　金 |  |  |  |
|  預　り　金 |  |  |  |
|  前　受　金 |  |  |  |
|  買　掛　金 |  |  |  |
|  支払手形 |  |  |  |
|  その他 |  |  |  |
| 負　　　債　　 計 |  |

様式第７号（第１０条の４第２項第４号、第１０条の１６第２項関係）

|  |
| --- |
| 処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 |
| 処分後の産業廃棄物の種類 | ばいじん【注意】種類毎に記載すること。 |
| 発　　生　　量(t/月又はm3/月) | ○○t/月 |
| 処　理　方　法 | 自　己　処　理 | 処分場所 |
| 委　託　処　理 | 業者名　㈱●●産業 |
| 所在地　△△市○○町×× |
| （該当する処理方法に○をつけること）　埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却【注意】　中間処理や売却の場合は、頻度や量などを具体的に記載する。 |
| 備考 |

様式第８号

事務所・事業場の付近の見取図

|  |
| --- |
| ＊半径２km程度の見取図を記入してください。【注意】申請者の事務所又は事業場の付近の見取図を、目標となる建物等を明示しながら作成してください。市販の地図を使って作成したり、インターネット上の地図表示サービスを用いたりしても構いませんが、境界や文字が不明瞭にならないようにしてください。 |